

## 別添4 伯耆町 対象事業内容及び事業費一覧

## (1)基本交付額対象事業

| 対象事業   | 事業内容   | 事業費<br>(千円) | 判定 |
|--|--|-------------|----|
| 1 主体的な住民活動への支援<br>(1)地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動に要する経費            | 【協働のまちづくり推進事業】<br>○ほうきまちづくり塾開催事業<br>地域の担い手となる人材の育成を推進する『ほうきまちづくり塾』で行う公開講座の講師謝金として助成する。   | 20          | ○  |
| 1 主体的な住民活動への支援<br>(1)地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動に要する経費            | 【協働のまちづくり推進事業】<br>○ほうきまちづくり塾卒業生活動支援事業<br>まちづくり塾の卒業生をフォローアップすることを目的とし、研修会への参加費やその後の自主企画事業の実施費用として助成する。  | 80          | ○  |
| 1 主体的な住民活動への支援<br>(1)地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動に要する経費            | 【協働のまちづくり推進事業】<br>○協働のまちづくり普及促進事業<br>協働のまちづくりの推進にあたり、平成25年度これまでの全国研修交流会への参加者を中心に『ほうきまちづくり円陣の会』を立ち上げた。その活動費や全国研修交流会への参加に係る費用弁償として支出する。  | 200         | ○  |
| 1 主体的な住民活動への支援<br>(1)地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動に要する経費            | 【協働のまちづくり推進事業】<br>○集落活性化モデル事業<br>集落が主体となって行う地域の活性化に向けた協議・活性化計画の策定をした地区や、計画に基づいて事業を実施した地区に対して交付する。  | 220         | ○  |
| 1 主体的な住民活動への支援<br>(1)地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動に要する経費            | 【協働のまちづくり推進事業】<br>○協働のまちづくり事業支援交付金<br>地区の文化・伝統・産業を活かし、住民の創意工夫により実施される地域づくり事業を実施する2団体(日光地区協議会、二部地区活性化推進機構)に対して交付する。   | 360         | ○  |
| 1 主体的な住民活動への支援<br>(1)地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動に要する経費            | 【地域活動補助事業】<br>各集落が主体となって新たな事業として行う、地域イベントや交流事業、生涯学習関連事業、また地域で活動しているグループなどに対して助成を行い、地域の活性化・自立を図るため補助金を交付する。   | 190         | ○  |
| 3 障害者、高齢者の自立への支援<br>(1)障害者または高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費 | 【高齢者住宅改良助成事業】<br>介護を必要とする高齢者が可能な限り自宅において自立した生活が送れるよう支援することを目的とし、段差の解消、手すりの設置、洋式便器への取替えなど介護保険の給付を超えて行われる住宅改良工事に對し費用の一部を助成を行う。   | 455         | ○  |
| 3 障害者、高齢者の自立への支援<br>(1)障害者または高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費 | 【障害者福祉事業(特定新規学卒者就職促進事業)】<br>新たに学校等を卒業し就職する障がい者等へ、就職準備のための助成を行う。  | 25          | ○  |
| 3 障害者、高齢者の自立への支援<br>(3)身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費              | 【人権同和对策事業(特定新規学卒者就職促進事業)】<br>新たに学校等を卒業し就職する障がい者等へ、就職準備のための助成を行う。   | 25          | ○  |
| 6 農林水産業等の振興<br>(2)農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費                   | 【担い手規模拡大促進事業】<br>認定農業者等の経営規模拡大等に対して助成を行い、農業経営規模の拡大を促進し、農地の保全を図る。   | 3,159       | ○  |
| 7 人権尊重の社会づくりの推進<br>(1)人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費           | 【人権推進員報酬】<br>人権問題解決のため住民学習を計画・運営する人権教育推進員を配置する。  | 2,306       | ○  |
| 7 人権尊重の社会づくりの推進<br>(2)人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への配置に要する経費    | 【隣保館管理運営事業】<br>人権問題解決のための相談員を設置し、住民の自立支援及び福祉の向上を図る。  | 2,328       | ○  |
| 8 地域文化、芸術の振興<br>(1)民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費                     | 【文化振興事業】<br>伯耆町の芸能文化である『鬼面太鼓』と『風神太鼓』を育成し、技術の向上、普及と伝承のため、各振興会への運営経費を補助し、文化活動の活性化を図る。  | 400         | ○  |
| 8 地域文化、芸術の振興<br>(2)文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費                 | 【文化財保護事務費】<br>町内に存する文化財について、老朽化した説明看板(町指定文化財坂中廃寺心礎)について既存物を撤去・更新することで、地域文化の継承・活性化を図る。  | 89          | ○  |
| 9 市町村の自主的な行政運営   | 【学校給食費補助金】<br>消費税増税等による保護者の経済的負担の軽減を目的とし、小中学校給食費の補助を行う。  | 7,608       | ○  |
| 9 市町村の自主的な行政運営   | 【植田正治写真美術館開館20周年記念事業】<br>開館20周年を迎える植田正治写真美術館について、特別企画展の開催経費について計上する。特別展の開催により町外からの来館者はもとより、広く町民に芸術作品にふれてもらうことで文化振興を図る。   | 2,184       | ○  |
| 9 市町村の自主的な行政運営   | 【中学校区ジョイントプラン推進事業】<br>小中学校間の連携を深め、『小中一貫カリキュラム』に基づく義務教育9年間の学習指導と生活指導の円滑な接続を図ることを目的として、この3年間で町内全教員が分担し小中一貫カリキュラムを作成する。<br>この作業を補完し、小中一貫教育推進を企画・指導するために専門的な知見を有する人材を『学校教育専門員』として配置する。 | 1,427       | ○  |

| 対象事業           | 事業内容   | 事業費<br>(千円) | 判定 |
|----------------|--|-------------|----|
| 9 市町村の自主的な行政運営 | 【特別支援教育支援員配置事業(日本語学習支援員)】<br>日本語の理解が困難な児童について、学習のみでなく、日常の学校生活において著しく困難が生じるため、就学をサポートするため語学が堪能な学習支援員の配置が必要となったことから、児童の日本語理解・学校生活への順応することが望める。 | 1,912       | ○  |
| 計              |  | 22,988      |    |

(2)調整交付額対象事業  
該当なし

【当該年度事業分市町村創生交付金交付額】

(単位:千円)

|       |                                 |       |        |
|-------|---------------------------------|-------|--------|
| 基本交付額 | 申請事業費                           | ①     | 22,988 |
|       | 対象外事業費                          | ②     | 0      |
|       | 算定対象事業費                         | ①-②=③ | 22,988 |
|       | 算定対象事業費×1/2(千円未満切捨て)            | ④     | 11,494 |
|       | 基本交付額                           | ⑤     | 9,888  |
|       | 交付する基本交付額(④と⑤のいずれか低い額)          | ⑥     | 9,888  |
| 調整交付額 | 申請事業費                           | ⑦     | 0      |
|       | 対象外事業費                          | ⑧     | 0      |
|       | 算定対象事業費                         | ⑦-⑧=⑨ | 0      |
|       | 算定対象事業費×1/2(千円未満切捨て)            | ⑩     | 0      |
|       | 交付する調整交付額(⑩を上限として採択状況に応じて配分する額) | ⑪     | 0      |
| 計     | 当該年度事業分市町村創生交付金交付額              | ⑥+⑪=⑫ | 9,888  |

【交付決定額】

(単位:千円)

|             |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 平成27年度事業交付額 | ⑫   | 9,888 |
| 平成26年度事業精算額 | ⑬   | △ 203 |
| 交付決定額       | ⑫+⑬ | 9,685 |